

[資料]

# 航行法典 (1942年3月30日勅令第327号)

——イタリア保険法典(6)——

岡 田 豊 基

はじめに

本稿は、イタリア航行法典<sup>(1)</sup>における保険契約の関連規定、および航行法典の施行規則(海上航行)<sup>(2)</sup>、1980年12月11日法律第862号第6条の航行法典第2部第1編第6章第2節の施行規則<sup>(3)</sup>、内水航行規則<sup>(4)</sup>の翻訳であり、その内容は海上航行保険、内水航行保険および航空保険に関する契約法を中心とする。

イタリアにおいて、1942年に航行法典が制定されるまでの保険法立法の流れをみると、1882年商法典に陸上保険契約および海上保険契約の規定が盛り込まれ、保険法が法典の中に定められた。その後、1923年4月29日勅令法第966号および1925年1月4日勅令法第63号が制定され、保険監督法の整備が着手されるに至った。そして、1942年、民商法の統一をめざした民法典<sup>(5)</sup>が制定され、総則および陸上保険契約が同法典の中に取り込まれるとともに、航行法典が制定され、同法典の中に海上航行保険、内水航行保険および航空保険に関する契約法の規定が定められることになった。<sup>(7)</sup>

保険契約の比較法研究を行うにあたり、イタリア保険法の法理はわれわれに有益な示唆を与えてくれるものと考え。その内容を考察する場

合、保険に関連する規定の翻訳を行わなければならないが、前述のように、イタリア法は陸上保険とその他の保険とを別個の法典（民法典・航行法典）に定めているので、これらを別々に翻訳することが望ましいと判断した。そこで、保険契約の総則および陸上保険契約を定める1942年民法典の規定は別稿で翻訳し、本稿では、海上航行保険、内水航行保険および航空保険に関する契約法を定める航行法典の規定を翻訳することとした。しかし、航行法典は、船舶による運送（海上・内水）および航空運送を定めるものであるゆえに、同法典の規定の翻訳においては、まず、保険契約に関する規定を抽出しなければならない。そこで、本稿においても、民法典における保険契約関連規定を翻訳した場合と同様に、Donati = Kohler の著書“Codice delle leggi sulle assicurazioni private”<sup>(8)</sup>に掲載された航行法典における保険契約の関連規定を参考にしながら、これらを翻訳することとした。

なお、本稿において航行法典の規定を翻訳するにあたり、窪田宏・定期傭船契約法序説（有斐閣・昭和43年）、栗田和彦・船舶利用契約の実証的研究（同文館・平成2年）、法務大臣官房司法法制調査部編・イタリア民事訴訟法典—1995年12月20日現在—（法曹会・平成8年）を参考にした。

- (1) 1942年3月30日勅令第327号 (Codice della navigazione (Regio Decreto 30 marzo 1942, n. 327))。
- (2) 1952年2月15日共和国大統領令第328号 (Regolamento per l'esecuzione del codice della navigazione (Navigazione marittima) (Decreto del Presidente della Repubblica 15 febbraio 1952, n. 328))。
- (3) 1981年6月18日命令 (Regolamento di attuazione del Capo II, Titolo VI, Libro I, Parte seconda, del codice della navigazione, di cui all'art. 6 della legge 11 dicembre 1980. n. 862 (Decreto 18 giugno 1981))。
- (4) 1949年6月28日共和国大統領令第631号 (Regolamento per la navigazione interna (Decreto del Presidente della Repubblica 28 giugno 1949, n. 631))。

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

- (5) 拙稿「イタリア1942年民法制定前の生命保険事業規制」現代保険学の展開（水島一也先生還暦記念）384頁以下（千倉書房・平成2年）を参照。
- (6) 拙訳「1925年1月4日勅令法63号—イタリア保険法典(4)—」神戸学院法学27巻3号89頁以下。
- (7) 1942年3月16日勅令第262号（Codice civile (Regio Decreto 16 marzo 1942, n.262)）。
- (8) 拙稿「民法典（1942年3月16日勅令第262号）—イタリア保険法典(5)—」神戸学院法学27巻4号101頁以下。
- (9) Antigono Donati = Adelmo Kohler, *Codice delle leggi sulle assicurazioni private*, 4a ed., Giuffrè, 1993, pagg.21-50.

< 航行法典の構成 >

第1部 海上航行および内水航行

第1編 航行管理規律

第1章 航行管理機構

第2章 航行に向けられた公的資産

第3章 港湾における管理活動, 警察および業務

第4章 航行従事者

第5章 船舶管理制度

第6章 港湾警察

第7章 海上航行中の市民としての行為

第8章 特別規定

第2編 船舶の所有権および艀装

第1章 船舶の建造

第2章 船舶の所有権

第3章 船舶航行企業

第4章 募集契約

第3編 航行の実行に関する義務

第1章 船舶利用契約

- 第2章 共同海損の分担
- 第3章 船舶の衝突責任
- 第4章 救援および救助, 救出および残存物の発見
- 第5章 保険
- 第6章 先取特権および抵当権

第4編 手続規定

- 第1章 事前調査
- 第2章 海事訴訟
- 第3章 共同海損の精算
- 第4章 運送人の責任制限の実行
- 第5章 強制執行および保全措置

第2部 航空

第1編 運航管理規定

- 第1章 運航管理機構
- 第2章 運航に向けられた公的資産
- 第3章 組織および空港警察
- 第4章 乗組員
- 第5章 空港管理機構
- 第6章 空港業務機構
- 第7章 運航保険契約
- 第8章 事故調査
- 第9章 運航中の市民としての行為
- 第10章 特別規定

第2編 航空機の所有権および運航

- 第1章 航空機の建造
- 第2章 航空機の所有権
- 第3章 航空機運航企業
- 第4章 運航労務契約

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

第3編 運航の実行に関する義務

第1章 航空機使用契約

第2章 地上にいる第三者の損害および衝突による損害に対する責任

第3章 救援および救助，残存物の発見

第4章 保険

第5章 先取特権および抵当権

第4編 手続規定

第1章 検認手続における管轄

第2章 運航業者の債務制限の実行

第3章 強制執行および保全措置

第3部 刑罰規定

第1編 刑事規定

第1章 一般規定

第2章 特別犯罪

第3章 特別違反

第4章 手続規定

第2編 懲罰規定

第1章 規律違反および懲戒罰

第2章 手続規定

第4部 暫定および補足規定

## 航行法典 (1942年3月30日勅令第327号)

Codice della navigazione (Regio Decreto 30 marzo 1942, n.327)

### 第1部 海上航行および内水航行

#### 第1編 航行管理規律

##### 第5章 船舶管理制度

第171条 (乗組員名簿の記載事項および記載)

第172条 (許可証の記載事項)

#### 第2編 船舶の所有権および機装

##### 第4章 募集契約

第337条 (船舶機装者に支払われる保険金への応募者の参加)

#### 第3編 航行の実行に関する義務

##### 第2章 共同海損の分担

第471条 (特別費用)

#### 第4章 救援および救助, 救出および残存物の発見

第493条 (人命救助の賠償金および補償金)

#### 第5章 保険

第514条 (推定危険)

第515条 (船舶保険)

第516条 (積荷保険)

第517条 (積荷保険の譲渡)

第518条 (積荷希望利益保険)

第519条 (取得されるべき備船料の保険)

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

- 第 520 条（前払いまたは後払いされる傭船料の保険）
- 第 521 条（航行危険）
- 第 522 条（危険の増加）
- 第 523 条（航路、行程または船舶の変更）
- 第 524 条（乗組員の過失および故意）
- 第 525 条（船舶の隠れたる瑕疵）
- 第 526 条（共同海損の分担額）
- 第 527 条（衝突による被害第三者の請求）
- 第 528 条（積荷希望利益保険における危険）
- 第 529 条（取得されるべき傭船料保険の危険）
- 第 530 条（期間船舶保険の保険期間）
- 第 531 条（航行船舶保険の保険期間）
- 第 532 条（積荷保険の保険期間）
- 第 533 条（事故発生の通知）
- 第 534 条（損害の回避または縮小義務）
- 第 535 条（新規および中古の差額）
- 第 536 条（共同海損の損害）
- 第 537 条（共同海損分担額に関する保険金の額）
- 第 538 条（衝突により損害を被った第三者の請求に対する保険金の額）
- 第 539 条（連続した事故）
- 第 540 条（船舶の委付）
- 第 541 条（積荷の委付）
- 第 542 条（傭船料の委付）
- 第 543 条（委付通知の方式および期間）
- 第 544 条（委付を通知する場合に被保険者が行うべき伝達）
- 第 545 条（委付の目的物）
- 第 546 条（委付の効果）
- 第 547 条（時効）

第6章 先取特権および抵当権

第553条 (船舶および備船料に対する賠償金の代位)

第562条 (運送品に対する賠償金の代位)

第572条 (船舶に対する賠償金の代位)

第4編 手続規定

第1章 事前調査

第581条 (調査の実施)

第583条 (正式調査の費用)

第4章 運送人の責任制限の実行

第622条 (船舶の評価)

第5章 強制執行および保全措置

第652条 (被差押船舶の管理)

第685条 (被仮差押船舶の管理)

第2部 航空

第1編 運航管理規定

第7章 運航保険契約

第798条 (地上にいる第三者の損害に関する強制保険)

第8章 事故調査

第828条 (調査対象者)

第2編 航空機の所有権および運航

第4章 運航労務契約

第935条 (保険の強制)



航行法典（1942年3月30日勅令327号）

第 936 条（保険金受取人の権利）

第 3 編 運航の実行に関する義務

第 1 章 航空機使用契約

第 941 条（飛行に起因する損害に対する乗客の保険）

第 943 条（旅客運送における賠償金の制限）

第 2 章 地上にいる第三者の損害および衝突による損害に対する責任

第 1 節 地上にいる第三者の損害に対する責任

第 965 条（地上にいる第三者の損害に対する運航者の責任）

第 966 条（被害者の過失の競合）

第 967 条（賠償金総額の制限）

第 968 条（債権者の競合）

第 969 条（債権の比例的減額）

第 970 条（競合した場合の順番）

第 971 条（賠償金額の制限の排除）

第 972 条（前条までの規定を適用しない場合）

第 973 条（時効）

第 2 節 衝突による損害に対する責任

第 974 条（衝突、大気の変化または他の類似原因による損害）

第 975 条（賠償金額の制限）

第 976 条（債権者の競合）

第 977 条（限度額の排除）

第 978 条（地上にいる第三者の衝突に起因した損害）

第 979 条（償還請求権の失効および時効）

第 980 条（権利者間の関係における債務の限度）

第3章 救援および救助ならびに残存物の発見

第985条 (人の救援または救助のための賠償金および報酬)

第4章 保険

第1節 乗客の強制保険

第996条 (予約保険)

第997条 (危険)

第998条 (保険金)

第999条 (救援の保険金および報酬)

第1000条 (運航者に対する保険者の償還請求権)

第2節 物保険

第1001条 (航空機, 積荷, 備機料保険)

第1002条 (航空機の格納庫での保管)

第1003条 (航空機装備品およびエンジン関連機材の損害)

第1004条 (飛行航空機保険の保険期間)

第1005条 (積荷保険の保険期間)

第1006条 (航空機の委付)

第1007条 (積荷の委付)

第1008条 (備機料の委付)

第1009条 (航空機の委付の方式)

第3節 地上にいる第三者の損害に対する保険

第1款 地上にいる第三者の損害に対する強制賠償責任保険

第1010条 (保険を証明する目録)

第1011条 (引受危険)

第1012条 (免責危険)

第1013条 (運航者の変更)

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

第1014条（運航中に満期の到来した保険の延長）

第1015条（被害第三者の保険者に対する権利）

第1016条（保険者の償還請求権）

第2款 衝突損害に対する責任保険

第1017条（危険）

第1018条（地上にいる第三者に生じた衝突による損害）

第1019条（危険の存続期間）

第4節 共通規定

第1020条（時効）

第1021条（準用）

第5章 先取特権および抵当権

第1023条（航空機および備機料に対する先取特権）

第4編 手続規定

第1章 検認手続における管轄

第1040条（関連による管轄の変更）

第2章 運航業者の債務制限の実行

第1042条（申立適格）

第1043条（開始の申立）

第1044条（開始の判決）

第1054条（運航者への通知）

第3章 強制執行および保全措置

第1063条（被差押航空機の管理）

第1077条（仮差押の取消）

第3部 刑罰規定

第1編 刑事規定

第3章 特別違反

第1233条（使用人の保険の失念）

第1234条（地上にいる第三者および乗客に対する保険の失念）

第4部 暫定および補足規定

第1302条（地上にいる第三者の損害に関する保険の強制）

第1306条（備機料危険に対する保険の保険金受領者）

第1312条（保険契約）

## 第1部 海上航行および内水航行

### 第1編 航行管理規律

#### 第5章 船舶管理制度

第171条（乗組員名簿の記載事項および記載）乗組員名簿に記載される事項は、以下の通りである。

- 1 船舶保険契約。
- 2 堪航能力を認定するイタリア船舶協会の評証。
- 3 海事税および海事料金の支払。
- 4 乗客数、船積積荷の性質および数量を示した船舶出入港の査証。
- 5 航行中に船長が受理した書状。
- 6 法律および規則に定められたその他の書類。

市民として専門的職務を執行する場合において、船長が作成した書類もまた名簿に記載される。

第172条（許可証の記載事項）小型海上航行船舶および推進機関のない運搬船については、第170条第2号、第3号、第4号および第5号の指標が、本法典、特別法および特別規則に定められたすべての効果において、許可証に記載される。

総トン数が10トンを上回る小型海上航行船舶、推進機関付きであれば25トンを上回る小型海上航行船舶の許可証の中には、この他に、第171条の記載事項が記載される。前条第1号および第2号の記載事項は、総トン数が25トンを上回る推進機関のない運搬船の許可証の中にも記載される。

内水航行に従事する船舶および推進機関のない運搬船については、許可証に記載される指標および記載事項は規則により定められる。

## 第2編 船舶の所有権および艀装

### 第4章 募集契約

第337条（船舶艀装者に支払われる保険金への応募者の参加）備船料、または航行におけるその他の収入もしくは産出物に損失が生じ、賃金を定める方法が備船料、収入または産出物に比例する場合において、保険金または損害賠償金が船舶艀装者に支払われる場合には、応募者は、契約に定められた金額に応じて、当該金額に参加する権利を有する。

## 第3編 航行の実行に関する義務

### 第2章 共同海損の分担

第471条（特別費用）特別費用に関して、資産について認められる損害は、負担された費用または積荷の救済に適切であった費用、および他の管理者が代替した費用に基づいて評価される。

これらの費用には、必要な金額を獲得するために締結された金銭消費貸借契約の利子、同じ目的で売却される物の所有者に支払われる最高価額、およびこの活動に関する保険料が付け加えられなければならない。

ただし、これらの費用からは、実施された修繕における新旧価額の差額に関して持ち出された修正金が控除される。

### 第4章 救援および救助、救出および残存物の発見

第493条（人命救助の賠償金および補償金）人命救助は、被った損害の賠償、支出した費用の償還について、その金額が保険または第941条に基づいて強制保険を付けていなかった運送人の責任により補償される場合および金額を限度として、権利を与える。

前項の場合、または人命救助が船舶もしくは航空機の救援、または物

## 航行法典（1942年3月30日勅令327号）

の救助活動の際に行われた場合には、成功した人命救助は、補償金に対してこの他の権利を与える。ただし、保険により、または損害賠償および費用の償還に充当される金額を控除した運送人の責任により補償される額を除く金額を限度として、他の活動に関連した補償金が公正に決められた部分を限度とする。補償金の額は、危険の度合、行われた行為、費消した時間、および救助された者が遭遇していた危難を考慮して決定される。

## 第5章 保 険

第514条（推定危険）危険が存在しないもしくは存在しなくなった場合、または保険契約が締結される前に危険が発生した場合において、危険の不存在もしくは中断または事故発生の通知が、保険契約の締結前に締結の場所または被保険者が保険の命令を下した場所に到達した場合には、保険は無効となる。

反対の証明がなされない限り、通知は前項の場所に時宜をえて到達したものと推定される。

危険の不存在もしくは中断または事故の発生につき認識していなかった保険者は、費用の償還を求めることができる。ただし、被保険者がこの認識を証明した場合には、徴収された保険料すべてに権利を有する。

第515条（船舶保険）船舶保険は船舶およびその従物を保証とする。この他に、船舶の艀装費用および装備費用も含まれることができる。

当事者の合意がない場合には、保険証券に明示された船価の数値が評価額となる。

第516条（積荷保険）積荷保険は、目的地および陸揚時において積荷が無傷の場合の価額で保証する。この価額が確認できない場合には、船積

の場所および時における価額を保険価額とする。その場合、希望利益の他に、舷側までの費用、できごとごとに支払われるまたは前払いされた備船料、保険料および保険契約の締結費用として、10パーセントを上乗せする。

第517条（積荷保険の譲渡）被保険者が交代した場合には、積荷保険は、変更の通知が保険者になされることなく新しい被保険者のために継続する。保険者も新しい被保険者も、変更を理由として契約を解約することはできない。

第518条（積荷希望利益保険）積荷希望利益保険は、保険契約の締結時において、積荷が目的地に無傷の状態に到着したときに、運送費用と保険契約の締結費用とを控除したうえで有するであろうと予想することのできる取引価額を保証する。

積荷希望利益保険には、両立する限りにおいて、積荷保険を規律する規定が適用される。

第519条（取得されるべき備船料の保険）取得されるべき備船料の保険は、船舶利用契約において合意された額のすべてについて備船料を保証する。

純備船料保険は、合意がない場合には、全備船料の60パーセントを保証する。

別段の合意がない場合には、全備船料が保険に付されたものとみなされる

取得されるべき備船料の保険には、両立する限りにおいて、船舶保険を規律する規定が適用される。

第520条（前払いまたは後払いされる備船料の保険）後払いまたは前



航行法典（1942年3月30日勅令327号）

払いされる備船料の保険に関し、運送の報酬については、両立する限りにおいて、積荷保険を規律する規定が適用される。備船契約の報酬または賃貸借契約の報酬については、船舶保険を規律する規定が適用される。

第521条（航行危険） 保険者が責任を負担するのは、暴風雨、遭難、衝撃、衝突、噴出、爆発、火災、海賊行為、略奪および航行に関するすべての事故を原因として、保険の目的物に生ずる損害および喪失である。

第522条（危険の増加） 別段の取り決めをなした場合を除き、被保険者の行為により危険が変更または増加し、それが目的物の新しい状態が保険契約の締結時から存在していたか、または保険者が認識していたならば、承諾しなかったか、または同じ条件で承諾しなかったであろうような場合には、保険者は責任を負担しない。

ただし、危険の変更または増加が、人的連体性の義務のために、もしくは保険者との共同利益を保護するためになされた行為により惹起された場合、または保険者が負担するできごとに依拠する場合、または保険者により負担されるできごとに関連した事故の発生、もしくは保険金の額に影響しない場合には、保険者は責任を負担する。

第523条（航路、行程または船舶の変更） 事故が航路または行程の強制的変更により発生した場合には、船舶保険者は責任を負担する。

船舶が、危難に遭遇している船舶、航空機または人の救援または救助のために行った離路もまた、航路の強制的変更とみなされる。

航路または行程の変更が被保険者の行為に起因する場合、保険者が責任を負担するのは、船舶が保険で引き受けられている進路にあるときに事故が生じた場合に限られる。ただし、当該変更が事故の発生に影響したと証明される場合は、この限りではない。

積荷保険において、積荷が保険証券に記載された船舶以外の船舶に船

積されていた場合には、保険者は責任を負担しない。保険証券に船舶の名称が記載されていない場合には、被保険者はそれを知った時からただちに、積荷が船積される船舶の名称を保険者に通知しなければならない。ただし、定期船に船積された場合は、この限りではない。被保険者がこの義務を履行しなかった場合には、保険者は責任を免れる。

第524条（乗組員の過失および故意）事故の全部または一部が船長または他の乗組員の過失に起因する場合には、船舶保険者は、無関係である限りにおいて、責任を負担する。ただし、被保険者が船舶の船長でもある場合には、保険者はその者の航海に関する過失についてのみ責任を負担する。

積荷保険の場合、保険者は、この他に、船長および他の乗組員の故意についても責任を負担する。

第525条（船舶の隠れたる瑕疵）船舶保険者は、船舶の隠れたる瑕疵に起因する損害および喪失について責任を負担する。ただし、被保険者が通常の注意を払っていれば当該瑕疵は発見されたであろうことが証明された場合は、この限りではない。

第526条（共同海損の分担額）保険者は、共同海損の分担額について自己が支払うべき金額を、契約の限度額内において負担する。

第527条（衝突による被害第三者の請求）保険者は、船舶が他の船舶もしくは航空機、または港湾および航路の労働者、流動もしくは固定の物体に衝突したことにより、被害者である第三者からなされた請求について船舶機装者が負担すべき金額を、契約の限度額内において負担する。

被保険者が保険者の同意を得て第三者の請求に対抗するための費用は、前項の限度額内において保険者が負担する。

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

船舶が全損となった場合、または船舶機装者の債務の限度額が要求された時に、船価が第276条に定められた最低限度額を下回る場合には、たとえ最低限度額と船舶が被った実際の損害について被保険者に支払われる保険金の額との合計額が、船舶の保険価額を上回る場合であっても、船舶保険者は最低限度額に相当する金額まで負担する。

第528条（積荷希望利益保険における危険）積荷希望利益保険者は、積荷が到達港に無事到着した場合に責任を負担する。

第529条（取得されるべき傭船料保険の危険）取得されるべき傭船料保険者は、航行中の事故の発生に起因する傭船料に対する貸主の権利の全損または分損について責任を負担する。

第530条（期間船舶保険の保険期間）期間をもって締結される船舶保険は、保険契約締結日の24時から当該契約で定められた日の24時まで効力を有する。期間の計算については、保険契約が締結される場所が考慮されなければならない。

航海中に満期が到来した保険は、船舶が最終到達地において碇泊し、係留される日の24時まで法律上当然に延長される。ただし、保険契約者は、延長された期間につき、契約で定められた保険料に相当する追加保険料を支払わなければならない。

第531条（航行船舶保険の保険期間）一航行をもって締結される船舶保険は、船舶が積荷の船積に着手した日から、または船積作業がない場合には発航港を発航した日から、船舶が到達港において碇泊もしくは係留される日まで、または陸揚作業が行われる場合には到着から20日を限度として、陸揚作業が完了する日まで効力を有する。

船舶が保険に付される新しい航行について、この期間内に積荷の船積

を行った場合には、前項の保険は新しい船積の開始と同時に終了する。

開始している航行について締結された保険は、保険契約書に明示された時刻、またはそれがない場合には契約締結日の24時に開始する。

**第532条（積荷保険の保険期間）** 積荷保険は、積荷がそれを運送しなければならない船舶に積み込まれるために地上に置かれた時から、到達地において積荷を陸揚する時まで効力を有する。

陸揚が検疫期間または不可抗力に関係なく、到達地に到着した日から30日を超えて延長される場合には、保険は30日が経過した時に停止する。

積荷が船積地および到達地において運搬船に滞留される場合には、いかなる場合においても、船積および陸場に必要な限りにおいて、15日の限度期間が経過したときに限り、保険の対象となる。

開始している航行について締結された保険は、保険契約書に明示された時刻、またはそれがない場合には、契約締結日の24時に開始する。

**第533条（事故発生の通知）** 民法第1913条の定める場合の他、積荷保険においては、船舶が航行を続行できなくなった場合においてもまた、たとえ積荷が事故の発生により損害を被っていないとしても、被保険者は事故の発生を通知する義務を負う。

**第534条（損害の回避または縮小義務）** 船舶の船長、被保険者ならびにその使用人および指揮者は、可能な限り、損害を回避または縮小させなければならない。

民法第1914条第2項に抵触する場合、当事者は、損害の回避または縮小の費用については、たとえ目的が達成されない場合であっても、賠償すべき損害額を合算して保険金額を超えない部分についてのみ、保険者が負担する義務を負うと合意することができる。ただし、保険者が当該費用は無用に浪費された旨を証明した場合は、この限りではない。

第535条（新規および中古の差額）船舶が被った実損害につき保険金の額を計算する場合には、新規価額と中古価額との差額について被保険者に発生する利益が考慮される。

第536条（共同海損の損害）保険者は、契約上の制限内にある額のすべてについて、共同海損の行為により生じた損害および費用を賠償しなければならない。ただし、損害または費用が分担される場合において、被保険者が費用に関する他の関与者に帰属する共同海損に対する権利を代位することができる場合は、この限りではない。

第537条（共同海損分担額に関する保険金の額）被保険者の責任に起因する共同海損の分担金につき、保険者が支払うべき保険金を算定する場合には、保険の目的物の分担額が保険価額とみなされる。物の保険価額が評価の目的物である場合においてもまた、この価額に言及されなければならない。

精算手続の開始が保険者に通知された場合には、第614条の海損精算会議の開催または共同海損盟約書への署名の前に、保険者が精算手続に関与することができるよう、賠償すべき損害の額は、海損規則により被保険者の責任で与えられる分担金の額により定められる。

第538条（衝突により損害を被った第三者の請求に対する保険金の額）衝突により損害を被った第三者が船舶機装者に行った請求に対して、保険者が支払うべき保険金の額を算定する場合には、第515条に基づいて決定される船舶の価額が、または取得されるべき備船料の保険の場合には、航行備船料の全額が保険価額とみなされる。

第539条（連続した事故）保険の目的物が保険期間中に連続して事故に遭遇した場合には、たとえ委付の場合にあっても、被保険者に支払わ

れるべき金額が、または前の航行中に生じた事故に関して被保険者に支払われるべき金額が、保険金の中に含まれなければならない。

第540条（船舶の委付）被保険者は、以下の場合には、保険者に船舶を委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 船舶が損傷したかもしくは絶対的に航行不能となり、修繕不能となった場合、またはその場所で必要な修繕手段がないゆえに、船舶が船荷を軽くしたりもしくは牽引しても修繕手段がある港湾まで行くことができない場合、そして、要求された手段を他の場所で行う手配ができない場合。
- b) 船舶が滅失したと推定される場合。
- c) 船舶が被った実際の損害の修繕費用の総額が、保険価額の4分の3を上回る場合。

第541条（積荷の委付）被保険者は、以下の場合には、保険者に積荷を委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 積荷が全損となった場合。
- b) 船舶が滅失したと推定される場合。
- c) 前掲のa文に定められた場合において、積荷が航行を継続するために再生され、船積されることのないまま、船舶の損失または航行不能の日から、壊れやすい積荷については3ヶ月、壊れにくい積荷については6ヶ月の期間が経過した場合。

第542条（傭船料の委付）被保険者は、以下の場合には、事故発生時に取得されるべき傭船料を保険者に委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 被保険者が傭船料に対する権利をすべて失った場合。
- b) 船舶が滅失したと推定される場合。

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

第543条（委付通知の方式および期間）委付の通知は、保険者に対して2ヶ月以内に、または事故がヨーロッパ域外または地中海沿岸国外で生じた場合には、事故の日からまたは被保険者が事故発生の通知を受け取ったことを証明した日から4ヶ月以内に、書面でなされなければならない。推定損害の場合には、この期間は2ヶ月とし、船舶が登記簿から抹消された日から進行する。委付の目的物が船舶の場合には、通知は第249条に定められた形式で行われ、第250条以下の規定に基づいて公表されなければならない。ただし、事故の際に国籍証明書が失なわれた場合には、公表は登記簿への登記を含む。

船舶を対象とする委付の通知は、保険者になされなければならない。その他の場合には、つねに、書留郵便で保険者に通知されなければならない。

第1項の期間が経過した場合には、被保険者は海損請求権のみを行使することができる。

第544条（委付を通知する場合に被保険者が行うべき伝達）被保険者は委付を通知する場合において、委付の目的物に他の保険が付されていたり、またはその上に物権もしくは担保物権が存在する場合には、その旨を保険者に伝達しなければならない。

これがない場合には、保険者はこの通知が被保険者によりなされた時から保険金を支払う責任を負担するにすぎない。

伝達が虚偽または科学的に不正確であった場合には、被保険者は保険契約から生ずるすべての権利を失う。

第545条（委付の目的物）保険の目的物の委付は無条件で行われなければならない。

委付は、委付を生じさせる事故の時に保険者が負担する危険に遭遇しているすべての物、および目的物に関連して、被保険者の第三者に対する

るすべての権利を含まなければならない。

保険者が物の保険価額のすべてを保証しない場合には、委付は保険金額に比例して物の一部に制限される。

第546条（委付の効果）委付の通知が保険者に認識されるに至った日から30日以内に、委付の効力に対して異議が唱えられなかった場合、または委付の効力が法的に承認された場合には、被保険者は全損害につき保険金を受領する権利を有する。

委付の目的物の所有権および前条に定められた権利は、委付の通知が保険者に認識されるに至った日からこの者に移転する。ただし、前項の規定において、委付の効力に対して異議が唱えられなかった日から10日以内に、保険者がその利益を享受しない旨を被保険者に通知した場合は、この限りではない。

保険者の通知は委付の通知に関する第543条に定められた様式でなされ、公示され、被保険者に知らされなければならない。

第547条（時効）保険契約から生ずる権利は、1年の期間が経過したときは、時効により消滅する。

民法第2952条に定められる場合の他、被保険者が保険者に対して有する保険金請求権の時効期間は、事故の発生した日または被保険者がその通知を受けたことを証明した日、および船舶の推定全損の場合には、船舶が登記簿の記載を抹消された日から経過する。

保険の目的物の委付によって派生した保険金を請求する訴権の行使は、保険契約および事故に関連して、海損の保険金の獲得に関する訴権の時効を中断させる。



第6章 先取特権および抵当権

第553条（船舶および傭船料に対する賠償金の代位）船舶が破損もしくは損傷した場合、または傭船料の全部もしくは一部が喪失した場合には、以下のものは、前条に定められた先取特権の支払に充当される。

- a) 船舶が被ったものの、修繕されていない実損害、または傭船料の喪失に関する賠償金。
- b) 船舶が惹起した共同海損の分担に充当される金額。ただし、この金額が修繕されていない実損害、または傭船料の喪失となる場合に限る。
- c) 航行の終了時まで給付された救援の賠償金および報酬。この場合には、船舶の運行にあたる者に帰属する金額は控除される。ただし、保険金、保険料、国家の融資または他の補助金は、先取特権の支払に充当されない。

第562条（運送品に対する賠償金の代位）運送品が滅失または毀損した場合には、保険者の負担すべき保険金をも含んだ滅失または海損の賠償金にあたる金額は、前条に定められた先取特権の支払に充当される。ただし、その金額が滅失または海損の修繕に充当される場合は、この限りではない。

第572条（船舶に対する賠償金の代位）船舶が滅失または毀損した場合には、以下のものは、船舶が惹起した海損の修繕に充当される場合を除き、抵当権の支払に充当される。

- a) 船舶が惹起した損害について所有者に帰属する賠償金。
- b) 船舶が惹起した海損の分担金について所有者に帰属する金額。
- c) 救援または救助について所有者に帰属する賠償金。ただし、救援または救助が抵当権の登記後になされ、船舶の差押の前に所

有者が取り立てない場合に限る。

d) 保険金。

## 第4編 手続規定

### 第1章 事前調査

第581条（調査の実施）正式な調査は、海事監督局または同局長の指示により権限が付与された執政官のもとで、規則が定める様式で構成された調査委員会により行われる。

調査委員会は事故の原因および責任の所在を調査し、現場を検証し、証言供述書を作成する他に、調査に適切なすべての手段を講ずる。

調査の進行において援助し、またはそれを代理し、証言を要求された者の召還を求める権限は、船舶機装者および船舶所有者、乗組員、保険者、事故において人損または他の損害を被った者、権利承継人、ならびに一般的に船舶または積荷に利害関係を有する者に帰属する。

事故が外国籍の船舶に関連するもので、かつ、イタリア国内で発生した場合には、調査委員会は乗組員の調査を行うことができ、管轄官庁にその内容を報告することができる。

調査活動、事故の原因および責任の調査結果について、委員会は報告書を作成し、それらを調書とともに正式な調査を行う官庁に提出する。

第583条（正式調査の費用）正式な調査が利害関係人の申請に基づいて準備される場合には、申請者はその費用を事前に支払わなければならない。ただし、事故の責任者に対する償還は、この限りではない。

たとえ申請に基づいて行われた正式な調査であっても、その費用を事前に支払う責任を負担しない者は、水夫、総トン数が10トンを上回らない推進機関による小型船舶または運搬船の船舶機装者、さらに、船舶または推進機関のない運搬船が船舶機装者の行為の唯一の道具であり、保

険に付されていない20トンを上回らない船舶の艀装者である。

#### 第4章 運送人の責任制限の実行

第622条（船舶の評価）航行を開始する時の船舶の価額の通知には、イタリア船舶協会または各行政区画の検査機関の報告書に従って、取引価額を示されなければならない。その場合、この他に、前条c文に定められた属具目録の写しに記載された従物の価額が考慮される。保険に付された船舶の場合には、保険証券に第515条に基づいて評価された価額として示される価額が取引価額とみなされる。

#### 第5章 強制執行および保全措置

第652条（被差押船舶の管理）第643条に基づいて管轄権を有する裁判所の長は、利害関係を有する者からの請求により、債権者の意見を審尋したうえで、所有権の全部または24分の1ごとに相当する部分について差し押さえられた船舶の1回または複数回の航行の開始を命ずることができる。そして、命令をもって保証および適切と考えられる他の措置を指示し、つねに適切な保険が締結されるように命ずることができる。

命令が第250条に定められた方式で公示されるまでは、そして、請求者が司法手続規定に定められている方法で、1回または複数回の航行を開始し、終了させるために必要であると思われる金額を支払うまでは、航行は開始されることができない。

実行された担保の限度額内において請求者に償還されるべき費用を控除した傭船料は、裁決の価額を上回る。発生した費用が傭船料を上回る場合には、請求者は差額について責任を負担する。この支払について裁判官は略式履行命令を下すことができる。

保険者の代位が存在しない場合には、裁判官は、担保権者または先取

特権者の請求に応じて、備船料、第553条および第572条に含まれた属具および貴重品の債務者の責任で略式履行命令を下すことができる。

船舶管理人は略式履行命令により任命される。請求者または債務者はこの者に対して異議を唱えることができる。

備船料、前掲の属具および貴重品に関する債権、ならびに請求する債権者が負担する差額に関する債権は、裁判官からこれを請求する者に対して証券翌日払で譲渡されることができる。譲渡費用は裁決の額を上回る。

第685条（被仮差押船舶の管理）裁判による仮差押または合意による仮差押の場合、船舶の管理については第652条の規定が適用される。

## 第2部 航空

### 第1編 運航管理規定

#### 第7章 運航保険契約

第798条（地上にいる第三者の損害に関する強制保険）本法典の規定に基づいて、運輸大臣に認可された保険企業との間で、地上にいる第三者に対する損害が保険に付されていないならば、航空機は運航の用に供されない。

保険の必要事項は第1010条に定められた目録に従い、運輸大臣により評証されなければならない。

#### 第8章 事故調査

第828条（調査対象者）事故調査にあたり、供述のために召喚される者の他に、保険者、被害者、権利承継人および航空機または積荷に利害関

係を有する者が尋問される。

## 第2編 航空機の所有権および運航

### 第4章 運航労務契約

第935条（保険の強制）運航者は、航空危険に対して、同業組合の規定に定められた様式に従って、かつ、制限の中において、恒常的にまたは随時に航空業務に従事する搭乗員を保険に付する義務を負う。

強制労働傷害保険に関する法律に定められた場合には、当該保険は飛行に起因する人の傷害に関する責任から運航者を免除する。

飛行の危険以外の危険には特別法が適用される。

第936条（保険金受取人の権利）被保険者の配偶者および子は、前項の保険が被保険者の死亡を事故とする場合には、保険から派生する権利の受益者となる。

ただし、保険契約の締結時またはその後において、被保険者は、子だけを持つまたは配偶者および子を持つ場合には保険金額の3分の1について、配偶者だけを持つ場合にはその2分の1について、保険金受取人を指定することができる。

その後婚姻した場合、または子に偶発的事故が発生した場合には、保険契約において指定された保険金受取人の権利は、前項の場合について4分の1に減額される。

配偶者と子との間においては、留保された保険金の分配は等分とする。

## 第3編 運航の実行に関する義務

### 第1章 航空機使用契約

第941条（飛行に起因する損害に対する乗客の保険）定期航空路の運

航者は、520万リラの金額につき、飛行に起因する損害に対して各乗客を保険に付きなければならない。

この義務が履行されない場合には、運航者は、強制乗客保険に関する規定に定められた額を限度として、保険者が支払うはずであった保険金および金額を負担する。

第943条（旅客運送における賠償金の制限）運航者または使用人および機長の故意または重過失によらない責任の場合には、運航者が負担する賠償額は520万リラを上回ることはできない。

前項の場合において、運航者が第941条の強制保険の義務を履行している場合には、乗客に対する事故に起因した賠償額は、前項の額と、保険契約に基づいて被害者に帰属する額との差額を上回ることはできない。

## 第2章 地上にいる第三者の損害および衝突による損害に対する責任

### 第1節 地上にいる第三者の損害に対する責任

第965条（地上にいる第三者の損害に対する運航者の責任）運航者は、離陸のための操縦の開始から着陸のためのそのの終了までの間、不可効力による場合をも含めて、航空機が地上にいる人および物に生ぜしめた損害に対して責任を負担する。

ただし、以下の場合には責任は免れる。

- a) 運航者が、損害は航空機の運航に関連するものではなく、機内にいた乗務員以外に者により任意にもたらされたものであること、ならびに運航者、使用人および機長が損害の発生を妨げられなかったことを証明した場合。
- b) 運航者が、損害が被害者の過失によりもたらされたものであることを証明した場合。

第966条（被害者の過失の競合）被害者の行為が損害の発生について競合する場合には、賠償額は、過失の程度およびその行為の程度に応じて減額される。

被害者が通常の注意を払っていれば回避できたであろう損害については、賠償されない。

第967条（賠償金総額の制限）第965条に基づいて運航者が負担する賠償額の総額は、耐空証明書または検査合格証の記載内容に従って、1事故につき、航空機の重量と積載積荷のそれとを合算した重量1キログラムあたり1万リラの金額に制限される。

航空機の重量を基にして決められた金額が2,500万リラを下回るか、または8,300万リラを上回る場合には、運航者はこれらの金額に相当するまで責任を負担する。損害が周遊航空機またはグライダーによるものである場合には、最低限度額は1,000万リラまで減額される。

第968条（債権者の競合）事故に起因する人損に関する債権者は、一人あたり830万リラの限度額において、運航者が負担すべき賠償額全体が制限された金額の3分の2に相当するまで、権利を有する。物損に関する債権者は、残りの3分の1に相当するまで権利を有する。

ただし、物損に関する債権の額が残りの3分の1に相当しない場合には、人損に関する債権者は、その残りの金額について、前項に定められた最高限度額内に相当する金額について権利を有する。人損に関する債権の額が残りの3分の2に相当しない場合には、その残りの金額について、物損に関する債権者が権利を有する。

第969条（債権の比例的減額）同一事故において損害を被った第三者に対する賠償額の総額が、第967条に定められた限度額を上回る場合には、各人に支払われる金額は、当該限度額の総額に相当するまで比例し

て減額される。

第970条（競合した場合の順番）限度額が競合する場合には、事故の日から6ヶ月以内に運航者に催告を行った、または自己の権利を主張した被害者である第三者債権者は、当該期間の経過後に、運航者に催告を行った、または自己の権利を主張した被害者である第三者債権者に優先する。

第971条（賠償金額の制限の排除）第967条に定められた賠償金額の制限は、以下の場合には排除される。

- a) 被害者が運航者またはその使用人および機長の故意または重過失を証明し、運航者が損害は航空機の操縦、運送または運航上の過ちにより生じたことを証明しない場合。
- b) 被害者が使用人および機長の故意または重過失を証明し、運航者が損害を回避するために必要な手段を講じたことを証明しない場合。
- c) 運航者が第798条に定められた保険契約を締結しなかったか、その効力を維持しなかった場合、または保険が前条までに定められている様式によって、かつ、制限内において運航者の責任を負担しない場合。

第972条（前条までの規定を適用しない場合）運航者と被害者との間で、責任の内容が労務契約、運送契約またはその他の契約により定められていない場合には、前条までの規定は適用されない。

第973条（時効）地上にいる第三者の損害に対する賠償請求権は、損害が発生した日から1年の期間が経過した時、時効により消滅する。

ただし、被害者が損害を通知すること、または責任者を特定すること



## 航行法典（1942年3月30日勅令327号）

が不可能であった旨を証明する場合には、当該期間はこの通告または特定の日から開始する。しかし、すべての権利は、損害が生じた日から3年の期間が経過した時、時効により消滅する。

### 第2節 衝突による損害に対する責任

第974条（衝突、大気の変化または他の類似原因による損害）飛行中の航空機同士の衝突、飛行中の航空機と運航中の船舶との衝突の場合には、第482条および第487条が適用される。損害が大気の変化または他の類似の原因に起因して発生した場合には、たとえ飛行中の航空機同士、飛行中の航空機と運航中の船舶との間で実際に衝突がなかった場合であっても、これらの規定が適用される。

前項の目的において、離陸のための操縦の開始から着陸のためのその終了までの間、航空機は飛行中であるとみなされる。

第975条（賠償金額の制限）運航者が負担する賠償金額は、耐空証明書または検査合格証の記載内容に従って、1事故につき、航空機の重量と積載積荷のそれとを合算した重量1キログラムあたり1万リラの金額に制限される。

航空機の重量を基にして決められた金額が2,500万リラを下回るか、または8,300万リラを上回る場合には、運航者はこれらの金額に相当するまで責任を負担する。損害が周遊航空機またはグライダーによるものである場合には、最低限度額は1,000万リラまで減額される。

第976条（債権者の競合）限度額に関して債権者が競合する場合には、第968条および第970条が適用される。ただし、人損に関する賠償金額は、一人あたり520万リラの金額を上回ることができない。

第977条（限度額の排除）制限の排除理由に関しては、第971条 a 文および b 文が適用される。

第978条（地上にいる第三者の衝突に起因した損害）第974条に定められる場合、被害者が地上にいた第三者の場合には、たとえ不可抗力が原因であっても、航空機の運航者は連帯して責任を負担する。

運航者間の関係においては、運航者またはその使用人および機長のそれぞれの過失の程度、および過失の結果の程度に応じて、賠償金が負担される。損害が不可効力に起因する場合、または状況に応じて、過失の存在または過失の程度およびそれぞれの結果の程度が確認できない場合には、賠償金は当事者に平等に負担される。

第979条（償還請求権の失効および時効）運航者が被害第三者から受け取った催告を3ヶ月以内に他の債務者に通知しなかった場合には、運航者は他の債務者に対する償還請求権を失う。

被害第三者に賠償金が支払われた日から1年の期間が経過したときは、この権利は時効により消滅する。

第980条（権利者間の関係における債務の限度）第484条および第978条に基づいて連帯して責任を負担する運航者間の関係に対しても、第975条に定められた制限は適用される。

### 第3章 救援および救助ならびに残存物の発見

第985条（人の救援または救助のための賠償金および報酬）人の救援および救助は、被った損害の賠償金に対して、ならびに関連した金額が保険で保証される場合およびその限度においてのみ、救助した航空機が負担した費用の償還、または第941条に基づいて強制保険の加入が履行さ

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

れていない場合の運航者の責任を負担した費用の償還に対して、権利を与える。

これらの場合において、または船舶もしくは航空機の救援、積荷の引き上げ活動が成功した場合において、成功した人の救援および救助は、この他に、賠償金にも権利を与える。この場合、保険または運航者の責任によって補償される残りの額の限度内において、ならびに他の活動に関連した賠償金の公正に決定された部分の限度内において、損害賠償および費用の償還に充足される金額を減額する。賠償金は、発生した危険、なされた行為および費消した時間、ならびに救援または救助された者が遭遇した危難に応じて決定される。

## 第4章 保 険

### 第1節 乗客の強制保険

第996条（予約保険） 運航者の締結した予約保険は、第941条に定められた義務を履行するにあたっては、運航している運航者が、路線において運航中の航空機により運送しているすべての乗客に適用される。

運航者は、毎月、保険者に対して、運送した乗客数の明細書を提出し、1ヶ月間の全運航に関して、第771条e文に定められる乗客名簿の写しを添付しなければならない。

第997条（危険） 飛行中に発生した事故が全部または一部において乗客の故意に起因せず、急激かつ外来の原因により生じた傷害に起因する乗客の死亡および障害に対して、保険者は責任を負担する。

危険は、乗客が出発空港に到達するために、または航空機に搭乗するために、運航者の提供する陸上運送または水上運送の用具に搭乗する時から、乗客が航空機から降り、運送用具で目的空港に到着するまで継続する。

第998条（保険金）保険は、乗客のために保険金額が520万リラまで締結されなければならない。

運航者は、保険金を獲得するために、被害者の費用で保険者に対して請求することができる。

第999条（救援の保険金および報酬）保険者は、前条に定められた制限を超えて200万リラに相当するまで、乗客の救援または救助について支払わなければならない保険金および報酬について責任を負担する。ただし、1回の事故あたり、1機の航空機につき保険者が負担すべき保険金および報酬の総額は、200万リラを上回ることはできない。

保険者は、この他に、成功しなかった救援または救助行為につき支払われる保険金として、1回の事故あたり、1機の航空機につき総額200万リラを限度として責任を負担する。

第1000条（運航者に対する保険者の償還請求権）損害が運航者または使用人および機長の故意または重過失に起因する場合には、保険者は乗客に支払った保険金につき、運航者に対して償還請求権を有する。

## 第2節 物保険

第1001条（航空機、積荷、備機料保険）航空機保険は、航空機、従物および分離できる属具を保証する。

積荷保険は、積載場所および地におけるその価額に期待利益として10パーセントを増額した価額、積載までの費用、ならびに前払または後払備機料、保険料および保険費用を保証する。

取得すべき備機料保険は、反対の証明がなされるまで、航空機使用契約において定められた報酬の総額について締結されたものとみなされる。

第1002条（航空機の格納庫での保管）航空機保険の保険者は、航空機が格納庫または他の閉鎖場所に駐機されている場合には、火災危険のみを保証する。

第1003条（航空機装備品およびエンジン関連機材の損害）航空機保険の保険者は、飛行の事故に起因しない航空機装備品の損害を保証しない。

保険者は、この他に、エンジン、ラジエーター、ガソリタンクおよび油タンク、プロペラ、ならびにエンジンの機能および保護に必要なその他のすべての機材に生じた損害を保証しない。

ただし、保険者は、前項の故障原因の一つに起因する事故とは無関係の損害は保証する。

第1004条（飛行航空機保険の保険期間）飛行について締結された航空機保険は、離陸のための操縦の開始から、目的地において着陸のためのその終了まで効力を有する。

中断の内容が保険証券に記載されている場合、または保険者の負担する事故もしくは安全飛行が保証されない四囲の状況による場合を除き、飛行が一時的に中断した場合には、前項の保険は中断する。

すでに開始している飛行について締結された保険は、契約に定められた時刻に開始するか、それがない場合には、契約締結日の24時に開始する。

第1005条（積荷保険の保険期間）積荷保険は、積荷が運航者に引き渡される時から、目的地で運航者の倉庫において返却される時まで効力を有する。ただし、いかなる場合においても、倉庫に到着した時から48時間を超えてはならない。

積荷を積載した航空機が飛行を継続できなくなり、積荷が陸上または水上運送用具により目的地まで運送される場合には、保険はこの運送の

すべての危険を保証する。

すでに開始している飛行について締結された保険は、契約に定められた時刻に開始するか、それが無い場合には、契約締結日の24時に開始する。

第1006条（航空機の委付）被保険者は、以下の場合には、保険者に航空機を委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 航空機が損傷したかもしくは絶対的に航行不能となり、修繕不能となった場合、またはその場所で必要な修繕手段がないゆえに、要求された手段を他の場所で行う手配ができない場合、または航空機が修繕手段のある場所まで輸送されることができない場合。
- b) 航空機が滅失したと推定される場合。
- c) 航空機が被った実際の損害の修繕費用の総額が、保険価額の4分の3を上回る場合。

第1007条（積荷の委付）被保険者は、以下の場合には、保険者に積荷を委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 積荷が全損となった場合。
- b) 航空機が滅失したと推定される場合。
- c) 前掲のa文に定められた場合において、積荷が取り戻され、目的地に向かうことのないまま、航空機の損失または運航不能の日から、壊れやすい積荷については3ヶ月、壊れにくい積荷については6ヶ月の期間が経過した場合。
- d) いかなる出費にも関係せず、量的な損傷または損失に関する損害が保険価額の4分の3を上回る場合。

第1008条（備機料の委付）被保険者は、以下の場合には、事故発生時

に取得されるべき備機料を保険者に委付し、全損として保険金を請求することができる。

- a) 被保険者が備機料に対する権利をすべて失った場合。
- b) 航空機が滅失したと推定される場合。

第1009条（航空機の委付の方式）航空機の委付通知および保険者が当該航空機の所有権の取得を望まない旨の通知は、第864条に定められた方式でなされなければならない、第865条以下に基づいて公表されなければならない。

### 第3節 地上にいる第三者の損害に対する保険

#### 第1款 地上にいる第三者の損害に対する強制賠償責任保険

第1010条（保険を証明する目録）地上にいる第三者の損害に対する保険においては、保険者は、保険証券の他に、第798条に定められた目的において、運航者に対して保険の必要事項を記載した目録を交付しなければならない。

それらに不一致がある場合には、保険期間および保険の引受範囲については、運輸大臣の評証した目録の内容が保険契約の内容に優先する。

第1011条（引受危険）保険者は、第965条から第967条までに定められた制限および限度内において、衝突の場合も含めたうえで、地上にいる第三者の損害を保証する。

第1012条（免責危険）保険者は、保険の目録に示された範囲の制限を超えて生じた損害を保証しない。ただし、不可抗力、救援もしくは救助、または航空機の操縦、運送または運航上の過ちを原因としてこの制限を超えた場合は、この限りではない。

保険者は、国際的紛争または市民の騒擾を直接の原因とする損害は保証しない。

運航者またはその使用人、および機長の故意または重過失により生じた損害は、保険により保証されない。ただし、機長に故意または重過失がある場合には、損害が航空機の操縦、運送または運航上の過ちを原因として生じた場合、または運航者がそれを回避するために必要な手段を講じた場合は、この限りではない。

**第1013条（運航者の変更）** 保険契約を締結した運航者に変更された場合には、当該契約は新しい運航者との間で継続する。

新旧の運航者は、ただちに保険者に変更の旨を通知しなければならない。保険者は、通知を受けてから15日以内に、15日間の猶予期間をもって当該契約を解約することができる。同様の権利が変更の日から新運航者に帰属する。解約した保険者および新運航者は、ただちに運輸大臣にその旨を通知しなければならない。

保険者が通知を怠った場合には、保険は新運航者について継続する。ただし、変更を認識していた保険者が前項の期間内に前項の方式で契約を解約しなかった旨が証明されなかった場合には、新運航者は旧運航者と連帯して、確定した保険料の3分の1を罰金として支払わなければならない。

**第1014条（運航中に満期の到来した保険の延長）** 航空機が運航中に満期が到来した保険は、最終目的地において着陸の操縦の終了時まで法律上当然に延長される。ただし、運航者は、延長された期間につき、契約で定められた保険料に相当する追加保険料を支払わなければならない。

**第1015条（被害第三者の保険者に対する権利）** 被害第三者は、被った損害に関し保険者に対して直接請求権を有する。



## 航行法典（1942年3月30日勅令327号）

保険者は、第三者に対して、契約について遡及効のある取消および無効原因を主張することはできない。

保険契約の他のすべての解約の場合には、保険者は、保険の目録が運輸大臣に否定された時までには生じた事故について、第三者に責任を負担する。ただし、保険者が解約を運輸大臣に通知した日から50日を超えた場合は、この限りではない。

保険者は、この他に、損害が第1012条第3項に基づいて免責されたとみなされる場合においてもまた、第三者に保険金を支払わなければならない。

前項までに定められた抗弁の他に、保険者は、運航者に対して対抗できたすべての抗弁、および運航者が被害者に対抗できた抗弁を第三者に対して主張することができる。

第1016条（保険者の償還請求権）前条第2項、第3項および第4項の場合には、保険者は被害第三者に支払われる金額につき、運航者に対して償還請求権を有する。

## 第2款 衝突損害に対する責任保険

第1017条（危険）たとえ実際の衝突がなく、損害が大気の変化または他の類似の原因に起因して発生した場合であっても、保険者は、飛行中の航空機同士の衝突、または飛行中の航空機と運航中の船舶との衝突に起因する損害について、運航業者の支払う金額について責任を負担する。ただし、第977条に定められた原因の一つに起因する損害は、賠償から除外される。

この他に、保険者の同意を得て、第三者からの要求に対抗するために運航者が費消した費用もまた保険者の負担となる。

第1018条（地上にいる第三者に生じた衝突による損害）前条の場合において、保険者は地上にいる第三者に生じた損害については責任を負担しない。

第1019条（危険の存続期間）危険は、離陸の操縦の開始時に始まり、着陸の操縦の終了時に終わる。

#### 第4節 共通規定

第1020条（時効）保険契約から生ずる権利の時効には、第547条の規定が適用される。

地上にいる第三者の被った損害の賠償請求権の時効には、第973条の規定が適用される。

第1021条（準用）航空機の飛行危険に対する保険には、本節に規定されていない限り、第515条第2項、第527条および第538条を除いて、第一部第3編第5章保険の規定が準用される。

#### 第5章 先取特権および抵当権

第1023条（航空機および備機料に対する先取特権）以下のものは、航空機、債権が派生する間の航空機の備機料、第1029条に定められた制限内の航空機の従物および分離できる部品、ならびに飛行開始後に取得される備機料の付随物について先取特権を有する。

- 1) 国に対して支払われるべき、または航空機の保存行為もしくは執行手続につき、債権者に共通の利益のためになされるべき法定費用。空港使用権、他の権利および同様の種類の料金。航空機が最後の着陸地に到着した後の航空機の管理費用および保存

費用。

- 2) 運航の労務契約から派生する債権。
- 3) 乗務員の確保および送還について、航空監督官庁または執政官庁により前払いされた費用に関する債権。
- 4) 救援または救助の賠償金および報酬。
- 5) 運航者が強制保険を締結していないか、その維持を怠っていた場合において、地上にいる第三者の被った損害に対する賠償金。第974条に定められた航空機の衝突に関する賠償金。乗客および乗務員の死亡および傷害に対する賠償金、ならびに積荷および手荷物の喪失または損害に対する賠償金。
- 6) 法的権限に基づき、締結された契約またはその後の行為から派生する債権。および航空機の運航者の場合については、航空機の保存または飛行の継続の要求に関する債権。

#### 第4編 手続規定

##### 第1章 検認手続における管轄

第1040条（関連による管轄の変更）同一の運送契約，同一の救援行為，または同一の航空機衝突，地上にいる第三者に損害を生ぜしめた同一のできごとに起因する複数の訴訟が，運送人，運航者または保険者に対して別々の裁判所で提起された場合には，裁判官は，当事者に対して，受訴裁判官が被告の普通裁判籍のある管轄区域内で訴訟を受け継ぐこと，またはこれがない場合には，初めの受訴裁判官が訴訟を受け継ぐことを判決において定める。

民事訴訟法第40条第2項が適用される。

## 第2章 運航業者の債務制限の実行

第1042条（申立適格）責任制限訴訟手続の開始の申立は運航者が、地上にいる第三者に生じた損害に関する債務のそれについては、保険者が提起することができる。

第1043条（開始の申立）開始の申立は、第1041条に基づいて管轄権のある地方裁判所に申立書を添付してなされる。

申立書には以下のことが記載されていなければならない。申立人の名称、出生地および誕生日、国籍および住所。管轄裁判官の所在するコムーネの中に申立人が有する居所の明示、および住所の選択。航空機を判別する要素およびその所在地。債務が関係する事故。

申立書とともに、申立人は不適法性の刑罰として、地方裁判所の書記課に以下のものを供託しなければならない。

- a) 耐空能力証明書もしくは検査合格書、またはそれらの公正謄本。
- b) 責任制限の対象となっている債権者の一覧表。それには、各債権者の住所、資格および債権額が示されなければならない。
- c) 航空機に関して登記された抵当権の証明書。
- d) 地上にいる第三者に生じた損害に対する債権の場合には、運輸大臣の評証した目録または保険証券。

第1044条（開始の判決）執行判決により、運航者または保険者の申立に応じて法定の必要事項の存在を認めた地方裁判所は、責任制限訴訟の開始を宣言する。裁判所は判決によって以下の行為を行う。資産および負債の形成、金額の配分、開始判決および資産および配分の形成に反対する訴訟手続の事実審理を行う裁判官を任命すること。判決の日から10日以内に資産の保管日を決めること。申立および資格を書記課に通知するために、債権者については、判決の日から30日を超えない期間、また

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

は外国に居住する債権者についてはその日から60日を超えない期間を決めること。債権者の申立および資格を通知するために定められた期限の経過した日から60日以内に、資産の供託日を定めること。この日から起算して10日から20日に至らない日まで、合議体の前で資産の不服申立の審理の口頭弁論期日を定めること。

第1054条（運航者への通知）訴訟手続が保険者によりなされた場合には、諸行為は本章の規定において、申立人が審尋されるごとに審尋されなければならない運航者に対してもなされる。

第3章 強制執行および保全措置

第1063条（被差押航空機の管理）第1055条に基づいて管轄権のある裁判所は、利害関係を有する者からの請求により、債権者の意見を審尋したうえで、全部または一部について差し押さえられた航空機の1回または複数回の航行の開始を命ずることができる。命令をもって保証および適切と考えられる他の措置を指示し、つねに適切な保険が締結されるように命ずることができる。

被差押航空機の管理に関しては、第652条第2項および第5項が適用される。

第1077条（仮差押の取消）債務者が航空機の価額と債権および訴訟費用とのどちらかより少ない額について、同額の担保を設定していることを証明した場合、または地上にいる第三者に対する損害については、債務者が運輸大臣の評証した目録または保険証券を提出した場合には、第1055条第2項に基づいて管轄権限を有する裁判官、または効力確認訴訟が係属中の裁判官は、命令をもって認可措置を取り消す。

### 第3部 刑罰規定

#### 第1編 刑事規定

#### 第3章 特別違反

第1233条（使用人の保険の失念）第935条に定められた保険を自己の使用人のために締結していなかった、または当該保険の効力を維持していなかった航空機の運航者は、当該行為が最大の違法行為にならない場合には、200万リラ以下の科料に処せられる。

第1234条（地上にいる第三者および乗客に対する保険の失念）第785条に定められた保険契約を締結することなく、または当該保険の効力を維持することなく航空機を航行させていた運航者は、200万リラ以下の科料に処せられる。

第941条に定められた保険契約を締結することなく乗客を運送していた航空機の運航者は、同様の罰に処せられる。

### 第4部 暫定および補足規定

第1302条（地上にいる第三者の損害に関する保険の強制）第798条の規定は1943年1月1日に発効する。この日以前に、航空機が地上にいる第三者の損害に関して保険に付された場合には、当該損害に関する責任はその時までには有効な規定に規律される。

第1306条（傭機料危険に対する保険の保険金受領者）保険契約が本法典の施行日以前に締結された場合であっても、被保険者の死亡がその日以後に発生した場合には、第936条の規定が適用される。

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

第1312条（保険契約）第541条の規定は、本法典の施行日以後に生じた事故に関して、その日に有効であった保険契約についても適用される。

## 航行法典の施行規則（海上航行）

（1952年2月15日共和国大統領令第328号）

（Regolamento per l'esecuzione del codice della navigazione）

（Navigazione marittima）

（Decreto del Presidente della Repubblica 15 febbraio 1952, n. 328）

### 第1部 航海の管理規律

#### 第3章 港湾における管理行為、警察および業務

##### 第1節 港湾における管理行為、警察

第94条（船舶の損傷の調書）船舶が損傷した場合、その場所を問わず、商事海運官庁または執政者は、以下の内容が記載される調書を作成しなければならない。

- a) 船舶の名称、数、登記簿、総トン数および所有者の数。
- b) 船舶の船長の名称、登記所および登記簿の数、乗組員および乗客の数。
- c) 船籍地。
- d) 鑑定人の身分および住所。登記簿の数および乗組員の登記所を付帯すること。
- e) 積荷の性質および量。
- f) 救助された物。
- g) 救助された船舶書類および救助されなかった船舶書類。

h) 積荷および積荷保険会社。

i) 確定したまたは推定された事故原因。

調書は救助された者4名により署名される。ただし、その者がいない場合には、可能な限り、救助行為を行った者および調書を編集した海運官庁により署名される。

## 第5章 船舶の管理制度

### 第1節 船舶の航海許可

第344条（推定全損の場合の調査）船舶または推進機関のない運搬船の消息が不明の場合には、登記所は適切な調査に着手し、所有者、運送人、保険者および消息を知ることのできる状況にあるすべての者に対して調査を依頼する。

調査の結果、船舶または推進力のない運搬船の損害が推定され、本法典第162条に定められた期間が経過した場合には、登記所は調書を作成する。



1980年12月11日法律第862号第 6 条の  
航行法典第 2 部第 1 編第 6 章第 2 節の施行規則  
(1981年 6 月18日命令)

Regolamento di attuazione del Capo II, Titolo VI, Libro I,  
Parte seconda, del codice della navigazione,  
di cui all'art. 6 della legge 11 dicembre 1980. n.862  
(Decreto 18 giugno 1981)

第 6 条 (強制保険) 免許を有する企業は、航行法典第1010条以下の規定およびその後の修正に基づいて、地上にいる第三者のために保険契約を締結しなければならない。

不定期航空路の運送業免許を有する企業は、航行法典第935条、第941条および第966条以下の規定ならびにその後の修正に基づいて、航空業務に従事する者および乗客のために保険契約を締結しなければならない。その場合には、定期航空路の業務免許を有する者が負担する責任を下回らない責任を負担する。

航空労働の免許を有する企業は、航行法典第935条に基づいて、航空業務を行うすべての者、および運送されるすべての者、ならびに企業に関連しないが、業務の類型に直接関連した者のために保険契約を締結しなければならない。

機長養成学校の免許を有する企業は、航行法典第935条に基づいて、航空業務を行うすべての者、および生徒のために保険契約を締結しなければならない。

第16条 (免許の行使) 企業の代表者によって、および民間航空業界の総局長またはその者が代理権を付与した職員によって署名されなければ

ならない適切な協約書をもって、免許の行使の方式に関連した義務が定められる。

資格者は以下の義務の履行を約束しなければならない。(省略)

2) 民間航空業界総局への以下の内容の提出。(省略)

c) 第6条に定められた保険契約の必要事項。(省略)

## 内水航行規則

(1949年6月28日共和国大統領令第631号)

Regolamento per la navigazione interna

(decreto del Presidente della Repubblica 28 giugno 1949, n.631)

### 第1部 内水航行管理規律

#### 第5章 船舶の管理制度

#### 第1節 船舶の航行許可

第68条(船舶および推進機関のない運搬船の免許) 船舶および推進力のない運搬船の免許証は、運輸大臣の認可した様式に合致する。

免許には、航行法典第153条に定められた事項の他に、以下の事項が記載される。

- 1) 艀装日および艀装解除日。
- 2) 運送人が所有者でない場合の運送人の名称。
- 3) 通常の停泊港。
- 4) 運送または曳航の許可または認可の必要事項。
- 5) 航行法典第267条に基づいて任命された運送人の代理人の名称。
- 6) 乗組員の法定された最低限度数。乗組員の名簿ならびにその職

航行法典（1942年3月30日勅令327号）

種および資格の明示を添付すること。

総トン数が25トンを上回る船舶の免許証には、この他に、以下の事項が記載される。

- 7) 保船舶険契約。
- 8) 堪航能力を認可するための行政区画による監督機関またはイタリア船舶協会による評証。
- 9) 税金およびその他の費用の支払。
- 10) 法律および規則に定められたその他の記載事項。